

# 近代京都の町式目をめぐって

——天神山町の場合——

小林 文 広

近代の地域住民組織のあり方を考えるために、祇園祭に山鉾を出す天神山町に残る町式目を検討した。前半では、その前提として、町共有文書のあり方やその調査の歩みについて概観した。町共有文書の調査や保存は、町運営や町づくりなどと同様に公共的性格を持つが、その実態は一部の人にしか知られていない。そこで、その紹介も兼ねて、調査の経過も記述した。後半では、天神山町に残るいくつかの町式目の変遷をたどった。とくに、一九〇二年の「借家人町則」に着目し、それが隣接する山伏山町の「借宅者町則」をモデルにしたものであることを明らかにした。近代京都の町運営の転換点については、これまで公同組合の設置を重視する見方が根強くあったが、少なくとも山鉾町では、山鉾の維持問題がその契機となった。町組織のような地域住民組織の歴史的研究はまだ始まったばかりであり、こうした具体例を通じて、個別研究を積み重ねていくことが重要であろう。

はじめに

小文で取り上げる天神山町は、京都市中京区を東西に横切る錦小路通に面し、西を新町通、東を室町通にはさまれた両側町である。同町は、祇園祭に霰天神山を出すことで知られ、山鉾

を収める町会所は京都市の文化財に指定されている。『京都市の文化財——京都市指定・登録文化財第一集——』<sup>(1)</sup>は、同町の町会所について次のように記す。

天神山町は祇園祭のとき霰天神山を出す町内である。会所地は、以前は現在地より西寄りに位置していたが、寛政五年（一七九三）に当地へ移ってきた。現会所家の建築年代は明らかでないが、大日堂前の線香台に「明治十九年九月」とあって、この頃の建立と推定される。土蔵は文政六年（一八二三）に修理されており、文政六年をさかのぼることは明らかであるが、あるいは寛政五年（一七九三）ということも考えられる。

会所家は、スイジバ、ダイドコ、ゲンカン、オザシキが南北に並び、ダイドコ部分のみ二階建となる。ゲンカンには半間入りこんだ土間の奥に式台を備え、また「町席」とも称す

る十畳のオザシキには釣床を設けて格式を整えている。土蔵の一階には厨子を作り付けて、中に唐破風屋根をもつ天神祠を安置する。大日堂は、オニワの北西すみに建ち、大日如来を祭祀する。表通りに面した門をはいと狭い路地に面して奥に会所家が建ち、さらにその奥にオニワをはさんで土蔵と大日堂が並ぶ構成は、祇園町会所の典型のひとつとして貴重である。

こうして見ると、町会所は明治期の建物だが、土蔵は築後約二百年にもなる。霰天神山は、元治元年の大火（どんどん焼け）で他の多くの山鉾が消失した際にも、「無事」だったと伝えられるが、その時山を守った土蔵が今も残っていると考えることができる。

筆者が同町の共有文書（以下、天神山町文書と称す）に初めて接したのは、一九九九年二月に発刊した『京都町式目集成』の編纂に際してであった。この史料集は、京都市歴史資料館が所蔵する古文書（原文書）や古文書の写真帳の中から、町の規則や取り決め（ここでは町式目と総称した）にあたるものをまとめたもので、市内中心部の七十八の町から百三十九点を掲載した。この時、天神山町からも一八九〇年（明治二十三）制定の町則を一点掲載させていただいた。

『京都町式目集成』は、その後歴史学や建築学、市民の町づ

くり活動などにも活用していただいているが、編者として省みると、不十分に感じる点がないわけではない。それは、掲載する町式目を一八九七年（明治三十）までのものに限らざるをえなかったことである。これは紙幅の関係からやむをえないことではあったが、同年が公同組合という京都独自の地域住民組織の枠組みが作られた年にあたることから、ひとつの区切りとして取り入れた基準であった。それでも、従来等閑視されていた明治維新後の町式目を二十点以上採録し、中世史から近世史を中心に研ぎわけてきた町の研究を、近現代史の中に位置づける手がかりになったのではないかと考える。

しかし、それでもなお一八九七年を区切りとしたことが、この年を機に町の役割が大きく転換したとか、町の重要な機能が失われたとか、場合によっては、これ以降町独自の式目は作られなくなったなどという誤解を生んだのではないかと危惧する<sup>①</sup>。この点についての筆者の考えはすでに別稿で述べたが、公同組合が設置されたからといって、それを機に従来からある町組織の存在意義が失われたり、町式目が廃止されたりしたことはあまりなかったと考える。幸い、この『社会科学』誌では近年、奥田以在氏が筆者らの問題提起を積極的に受けとめ、近代の町運営について興味深い事実の発掘を行っている<sup>②</sup>。そこで筆者も、近年の研究状況を踏まえて、近代の町式目のあり様について検討してみたいと考える。

ただ筆者は、小文で取り上げる天神山町が、近代京都の町の典型例とは考えていない。前述のように、同町は祇園祭の山鉦町であるが、『京都町式目集成』を見ても、掲載した七十八ヶ町のうち山鉦町が十三ヶ町を占めている（休み山の衣棚町を含む）。これは、編者がそれを意図したのではなく、山鉦町には町会所が現存することが多く、他地域に比べて共有文書の保存状態が良いからであった。また、以前から祇園祭に対する関心の高さから、他地域に比べて山鉦町の調査が頻繁に行われ、文書の発見や保存が図られたことも大きな役割を果たしている。一般的に、町の共有文書は多くの人々の努力によって維持・保存されており、誰もが簡単に見ることができるとは限らない。文書調査の場合でも、研究者の関心と当事者の協力との両者が整わなければ十分な成果を挙げることはできず、歴史研究の成果が、特定の地域に偏る傾向があったことは否めない。

こうしてみると、京都に多数ある個別町の歴史を、総合的かつ客観的に捉えるためには、山鉦町に限らず多様な町の特質を踏まえて、多くの事例研究を積み重ねる必要がある。そこで小文では、対象とする町の分析を行うだけでなく、その史料的な条件についても紹介し、今後の研究の手引きになるように心がけた。無数にある個別町の研究を進めるためには、多くの方々

## 一 天神山町文書をめぐって

天神山町文書は、現在も天神山町の霰天神山保存会が大切に守り伝えている。筆者が『京都町式目集成』に掲載した七十八の町のうち、京都市歴史資料館が原文書を保管していたのは、筋違橋町、松屋町など十数ヶ町（そのうちの大半は寄託）にすぎなかった。そこで、史料集を編纂するために活用したのは、古文書そのものではなく古文書の写真帳であった。ここでいう写真帳とは、古文書を撮影したマイクロフィルムを、文字が解読できる大きさに引き伸ばして焼き付けたものをいい、これらは、一九六〇年代以降、京都市史編さん所（のちには歴史資料館）が行ってきた史料調査の成果を集積したものである。写真帳の中には、現在では所在不明になっている古文書も含まれており、そうした場合には、写真帳といえども、原文書に準ずる価値を有するものということができる。

市史編さん所が天神山町文書を調査したのは、一九六七年七月頃であるが、これは戦後京都市史の草創期にあたり、祇園祭の山鉦町の調査を集中して行った時期に重なる。この時、天神山町文書を撮影したフィルムは二百三十コマ程であるが、残されたフィルムを見ると、その前後に北観音山町、山伏山町、占出山町、太子山町、長刀鉦町など、連日山鉦町の古文書調査が実施されていたことがわかる。

市史編さん所は当初、『京都の歴史』の編纂事務局として設置され、古文書の収蔵は目的としていなかった。とくに天神山町文書のような町の共有文書は、長年にわたって町が守り伝えてきたものであり、今後も各町が大切に保管することが理想であろう。そうした観点からも、当時の調査は、現地で撮影を行うことが原則であり、もし市史編さん所で撮影した場合にも、作業が済み次第返却していた。市史の執筆者や編さん所員らはその後に残されたフィルムから写真帳を作成して、利用したのである。しかし、当然のことながら、予算や人員、多くの調査対象の中での優先順位の問題などから、見つかった古文書のすべてが撮影できたわけではない。また、調査方針として、個人や家・寺社に関わる文書よりも町や村の共有文書を優先し、新しい時期の文書よりも古い年代の文書を優先したという。文書が大量にある場合には、明治五年（一八七二）を目安として、撮影はそれ以前の文書に限定したとも伝えられる。

そうはいっても、古文書調査の過程で、原所蔵者が文書の保存に不安を感じたり、転居や家の建て替えなどを機に文書の保管について相談を受ける機会も多くなり、市史編さん所で預かる古文書も次第に多くなっていった。それが、専用の収蔵庫を擁する京都市歴史資料館建設の大きなきっかけになったという。こうして市史編さん所の後身である歴史資料館では、これまで作成した写真帳の目録も整備して、可能な限り市民や研究者に

公開することになったのである。たとえば、天神山町文書の写真帳の場合には、研究室の中京区の棚に配架され、N6という件名番号が与えられているので、閲覧申請をすれば自由に閲覧し、必要に応じてコピーすることができると述べている。ただ、これまで述べたような経過から、それぞれの古文書がすべて撮影されているわけではないことに留意する必要がある。

『京都町式目集成』を編纂した際、天神山町文書の写真帳は一九六七年に撮影した約二百三十コマだけであり、それは文書数にして十二点であった。これは、同時期に調査した山鉾町の中でも決して多い方ではなかったが、後述するように、見つかった文書の中でも年代の古いものを選んで撮影したのではないかと思われる。こうして行われた史料調査の成果は、『京都の歴史』完結後、『史料京都の歴史』の編纂に活用された。一九八五年に発刊された『史料京都の歴史』第九卷（中京区）の巻末には、中京区内の各町の文書目録が掲載されているが、その中に天神山町も収録され、利用者への便宜が図られている（表1）。『京都町式目集成』では、その中から一八九七年までの町式目として「天神山町町則」一点を採録した。しかし、表1を見ればわかるように、同町文書には一九〇二年（明治三十五）の「天神山町申合規則」、一九〇八年（明治四十一）の「天神山町町則」などもあり、一八九〇年の町則のみを採録しただけでは同町の歩みを知るには十分ではなかった。逆に言

表1 天神山町文書（1967年調査分）

分類番号	文 書 名	年 月 日	備 考
1	天神山町変遷図	文化5～昭和35	栗田武作
2	叡天神宮土蔵修理につき四条隆生庇寄附状	文政6.3.	
3	四条隆生寄附状添書	文政6.3.	→天神山町衆中
4	天神山町地券願帳	明治6.5.	→京都府知事
5	借屋請人印鑑帳	明治6～明治35	
6	旧新地価金控帳	明治14.2.	
7	天神山町町則	明治23.8.12	
8	天神山町申合規則	明治35.11.10	
9	天神山町町則	明治41.7.	
10	天神山町町中画図		
11	天神山町地所間数取調帳		
12	本寿寺彼岸法要由緒箱書		

出典：『史料京都の歴史』第9巻

えば、今回「はじめに」で述べた課題を検討する上で、同町文書は格好の素材といえることができる。

次に、一九九九年には、『京都町式目集成』発刊を記念して企画展「町式目の世界」が開催された。史料集編纂の際にも、写真が不明瞭な箇所や朱書の確認などをするために原文書は不可欠であるが、展示の場合には原文書なしで開催することは不可能であった。実際には、展示では二十一ヶ所の町文書を展示することができたが、そのうち歴史資料館に寄贈されていたのは、柳八幡町、松屋町など六ヶ町（町旗を展示した常泉院町を入れても七ヶ町）にすぎなかった。そこで、冷泉町、金屋町、上善寺町など、所有権は原所蔵者が保持するが、将来的な保存を考えて、長期的に歴史資料館に寄託している町があり、それらによって展示の重要部分を構成した。ただそれでも、時代や内容のバランス上、どうしても欠かせないものについては、現在文書を保管している方に出陳をお願いすることにした。近代の町式目がまとまって残っている天神山町もその候補のひとつとなったのである。

一九九九年二月、「町式目の世界」への出陳交渉のために訪ねた天神山町では、前述の土蔵の中に、さらに金属製の金庫を設置して同町文書を大切に保管されていた。整理も行き届いており、六七年に調査された文書はすぐに見つけることができたが、それ以外にも多数の文書があることがわかった。そこで、

「町式目の世界」では、一八九〇年、一九〇二年、一九〇八年の町式目のほか、未撮影の一九〇二年の「借家人町則」も出陳させて頂き、撮影済みの文書以外にも多数の文書があることを示唆したのである。

次に同町文書の調査を行うことができたのは、二〇〇一年十一月である。『史料京都の歴史』が完結した後、京都市歴史資料館で『京都市政史』編纂事業が始まったのをきっかけに、山鉾町の近代文書も把握しておく必要があると考えたからである。歴史資料館（市史編さん所を含む）としては六七年以来の本格的な天神山町の調査となったが、土蔵の中だけでなく事務所にあるものを含めると、現代に至るまでの町文書がきちんと揃っていることが確認できた。この中から撮影させて頂いたのは、フィルムにしておよそ二千二百コマ、文書点数にして約百三十点である。この時、展示で借用した一九〇二年の「借家人町則」についても撮影することができた。同町は、現在も祇園祭の山鉾町としての活動を着実に続けており、土蔵もしっかりしていることから、今後もこのような形で文書が保管されることを期待したい。

この調査から推測されるのは、六七年の調査でも実は多くの文書が把握されていたが、そのほとんどが明治維新以後のものであったために、前述した事情のために割愛されたのではないかということである。しかし、近現代史料として同町文書に着

目すると、出納簿や規則類が系統的に残っており、地域住民組織あるいは地縁団体の記録としてまとまったもののひとつとすることができる。ただ、それでも一九七〇年代以降の文書類の中には現在も使用されているものも多く、二〇〇一年の調査でも撮影の対象とはできなかった。将来、貴重な町文書のひとつとして、あらためて調査対象となることもあるのではないだろうか。

ところで天神山町に関しては、一九一〇年代から一九四〇年代にかけて祇園祭研究を主導した若原史明が、近世期の文書に関する報告を残している。おそらく戦前の見聞だと思われるが、同町には、享保五年の「祇園祭道具入日記」をはじめ、寛政四年の「山道具番附覚」、文政五年の「天神山莊巖組上次第控」などがあり、他にも「四条家寄附文書」二通もあったという。このうち、「四条家寄附文書」は表1のNo.2とNo.3のことと思われるので、若原の記録が確かに天神山町文書に関するものであることがわかるが、現在はそれ以外の文書は見あたらないようである。こうした経過を見ると、天神山町のように管理の行き届いた町でも、時間とともに文書の散逸を免れることはできないということがわかる。文書が生きて活用されていけばなおさらのことであろう。ある時点で古文書をまとめて撮影しておくことは、多大な労力を要するものの、記録の保存という意味では大きな意味があるのである。

## 二 町式目から見た天神山町

現在の天神山町文書には江戸時代の町式目が残っていないので、近世から近代への転換の様相を明らかにすることはできないが、一八九七年以前と以後の町式目が残っており、小文の課題である共同組合設置前後の町運営を検討することは可能である。そこでまず、一八九〇年八月十二日制定の天神山町町則（以下、「町則」と略す）と一九〇二年十一月十日制定の天神山町申合規則（以下、「申合規則」と略す）を取り上げることにした。

「町則」は、二十八箇条の条文を列挙しただけで番号が与えられていないが、ここでは便宜上、冒頭からの順番を示しながら論じることとする。まず最初に気づかされるのは、第一条に「町則ハ町中會議ヲ以テ決定ス」、第二条に「町則ハ府知事及其他命令達ハ勿論、其義ニ基キ総テ僻論主義ヲ謹ミ、會議ヲ安寧而和合ヲ趣旨トス」、第三条に「會議談合ハ人道ヲ以テ、相互ニ道德ニ而義務ヲ不背、悪キ性質ヲ謹ミ、以実意ヲ明良ニ而他ノ損害ヲ要トセズ、正当ノ義務ヲ尽シ退散可致候事」などとあり、明治維新後に流布した新しい漢語を用いて、会議の理念を標榜していることであろう。

「町則」によれば、会議は町総代によって招集され、無断欠席には罰金が科されるという。議事は多数決で決し、緊急の会

議では出席者のみで議決することも認められた。近世には町年寄と呼ばれていた町の代表が、「町則」では町総代と呼ばれ、任期は半年と明記された。町にはこの他に一年任期の出納係、二年半もの長期にわたって担当する構出納取締役、一年任期の衛生組長と教育委員が置かれた。第十二条には、「衛生組長兼教育委員」とあるが、町に教育委員が置かれていたとすれば珍しい例ではないだろうか。第十三条には、「構係及町持家取締役兼教育委員」との表現もあり、衛生組長と教育委員が別人であった可能性もある。なお、「構」は霰天神山保存のために設けられた「講」のことではないかと思われる。

その他の条文には、家売買や家督相続など不動産を所有する居住者（家持）の出入りに関わる項目、徴兵入営者への饞別、結婚祝儀、死亡者への弔慰金、彼岸、大日会、火焚など人生儀礼や年中行事に関する項目が並ぶ。「町則」の作成にあたって、近代的な「会議」の運営が意識されていたことは疑いないが、内容的には近世以来の町の習慣を維新後の風潮にあわせて簡素化し、必要最小限の範囲で明文化したものであることができる。特徴的なのは、祇園祭に関する項目が、「神事」として第十六条から第二十条までを占めることで、その中には、「霰天神山并悉皆附属品」を町の共有物と明記し、行事五名のほかに借家人から提灯取締を選び、山巡行に際しては町中全員で供奉するなどとしている。また、町内の積立金として坪割金が定め

られるなど、何かにつけて出金が規定されているのは、山の維持に苦心していたためであろうか。

次に、「申合規則」を見てみよう。これは長文で文章化されている箇所もあるため、正確な条文数は把握しにくい。いくつかの章にまとめて整理されている。そこで、まず章立て構成を掲げると、町中之交誼、町内三役員、町役員之任期及資格、町中之協議及総会、町内共有物、土地家屋売買之手続、一年間勘定報告、役員ノ交代、貸家所有者心得、衛生上ノ注意、不動之事、神事、婚姻及養子、御火焚、大日会、葬式、家督相続、出産、年回ニ付招待、寄附金及物品ノ寄附、町内祠堂施餓鬼、坪割不勤之事、天神山保存積立講、役員報酬、徴兵適齢者入宮報酬等費途の二十六章に及ぶ。

最初に「町中之交誼」を掲げるのは、「町則」とも共通する特徴であるが、次には「町内三役員」として公同組長、衛生組長、出納方が挙げられる。町総代が公同組長に置き換えられたと考えれば、大きな変化がなかったことがわかるが、任期は一年に統一された。役員は定期総会で選出されるが、総会を構成する町議員については、「町内家持者ニシテ不勤者ヲ除ク外町議員トス、町内之議員ハ満式拾年異常ノ男子ニ限ル」とあり、町役員は家持間の互選で決まっていたことがわかる。これに対し、「町則」では町中会議の構成員は明記されていなかった。これは、町中会議の構成員がいまいなかったのではなく、むしろ

家持層であることがあまりにも自明であるために、書く必要がなかったと考えるべきであろう。総会の構成員をわざわざ明記しなければならなかったところに、時代の変化があらわれているということができるであろう。

土地家屋の売買に関しては、町中に買得希望の者があればそれを優先すること、他町の者に売却する時には「本則ヲ確守ナシ、且身分賤カラサル人ニテ相当ノ信用アル人ニ」売るように定めた。土地家屋の売買は総会の構成員にも関わる重要事項であり、中世以来、町式目制定の動機のひとつとなっていた。さらに、借家人を選ぶ場合にも「身分營業ヲ明瞭ニ記シ」、家持一般の同意を求めることとした。人生儀礼や年中行事に関する項目についても大きな変化はなく、近世以来の町運営との連続性をうかがわせる。

「申合規則」では、町内共有物として「天神山祭礼道具巻式」と「町会議所・町持家地所家屋建物巻式」を挙げ、「当町二家屋所有ナシ居住スル者」すなわち家持層の共同所有とした。ただ、家持が家を売却して町を出て行く時に、これらを分割して譲り受けることはできないことも明記された。「共有」という観念は、近世以来の町運営の根幹をなしており、大きな齟齬はなかったと思われる。ただ、町会議所の登記に際しては、「町中共有物」の裏付けとなる法律がないために、家持層の一人である安田喜三郎の名義とせざるをえなかった。この経過につい



ても、「申合規則」に明記された。

「神事」については、「町則」よりも詳細に記述する。行事五名は家持層から、提灯方二名は借家人から選ばれた。吉符入には行事と提灯方が、山建には町中一般、鬮取には行事の内二名が参加し、七月十七日の神事には町内一統が山に供奉、神輿渡御には公同組長が供奉することとされた。また、「町則」に見られた坪割金がここでも記載された他、天神山保存積立講の項目も設けられた。

### 三 借家人町則の制定

一九〇二年の「申合規則」は、一八九〇年の「町則」に比べて記載項目も増え、内容も充実したが、町の習慣に関わる部分の大半は「町則」あるいは近世以来の取り決めに踏襲したものとええた。町総代が公同組長に名称変更されたものの、その選出は家持層で構成される定期総会でなされるなど、実態に変化はなかった。ただ、それを規則で断らざるを得なくなったところに変化が見てとれるのである。

そこで注目されるのが、一九九九年の「町式目の世界」展に展示した「借家人町則」である。これは、「申合規則」と同時に制定されており、同町の中の借家人の位置を知る上で重要なものと思われる。その内容は以下のようである。

#### 天神山町借家人町則

初メテ当町ニ移住セラレシ人ハ町中へ天神山寄進トシテ金參拾錢公同組長へ納ムヘシ

当町ニ移住セシ人ハ天神山保存ノ為メ同積立講ノ一部分ヲ負担シ講法ニ依リ掛金スル義務アルモノトス

但移住ノ際結講ノ半途ナル時ハ滿講ヲ待チ、次回ノ結講ヨ

リ入講スルモノトス

借家人ハ移住セシ日ヨリ三日間以内ニ町中家持者へ挨拶ニ廻ルモノトス

左ノ場合ニハ早速衛生組長迄届出ラルヘシ

死亡 出産 伝染病発生

毎年四月・十月両度八阪神社御千度ノ節ハ用人ヨリ通知アリ次第務テ參詣アラン事ヲ要ス

当日休憩後ノ弁当料ハ町内ノ経済ノ都合ニヨリ実費ヲ申受ル事アルヘシ

町内ヨリ達シタル区費及町費ハ遅滞ナク期日迄ニ納金スル事ヲ要ス

平日ヨリ衛生上ニ注意ナシ、可成清潔ヲ専トシ伝染病者ノ生セサル様注意セラルヘシ

万一不幸ニシテ病者ヲ生シタル時ハ即時衛生組長ニ届出、決シテ隠弊等ノ行ナカラン事要ス

毎年町中<sup>町中</sup>山建及山裝飾山片付ノ節ハ用人ヨリ通知アリ次第

早々会議所へ出頭ナシ、共ニ助勢アラン事ヲ要ス

毎年神事中借家人中ヨリ家並順ヲ以テ式名宛御山ノ夜間提燈ヲ監督ナスモノトス

神事当日ハ借家人一統上下着用御山ノ供奉スルモノトス

但当日ノ中飯ハ各自ノ負担トス

神事当日供奉不勤者ハ不勤料トシテ町内へ金五拾銭納ムルモノトス

但不幸病氣等ノ事故アル時ハ不勤料ヲ納ムルニ及サルモノトス

トス

右之通、町則確守可致、依テ左ニ署名捺印スル者也

明治參拾五年拾壹月拾日

天神山町借家人

これを一瞥すれば明らかなように、「借家人町則」は町運営全体ではなく、同町の天神山保存講を補完するものであった。いわば借家人は、霰天神山を維持するために、町への参加を限定的に認められた存在ということが出来る。逆にいえば、霰天神山を維持するという目的のために、借家人にも町政に關与するきっかけが与えられたのである。

こうしてみると、一九〇二年の「申合規則」と「借家人町則」の制定は、公同組合設置とは直接關係なく、むしろ祇園祭の山鉾維持のために借家人を町にどう包摂していくかというこ

とに眼目があったと考えられる。それを裏付けるのは、天神山町に隣接し、山鉾町のひとつでもある山伏山町の動きであった。

京都市歴史資料館で公開されている山伏山町文書を見ると、天神山町の「申合規則」の前年に「申合規則」などが制定されていることがわかる。山伏山町文書によれば、同町において「申合規則」が制定されたのは一九〇一年五月、「借宅者町則」が制定されたのは同年六月であった。<sup>(8)</sup> 参考までに、「申合規則」の目次を掲げると、町内之役員、町役員ノ任期及資格、町役員交代、町中之協議及総会、町内共有物及保護法、町内之交誼及趣意、半季間精算報告、家屋売買手續、貸家所有者之心得、神事之役員及資格、神事ニ関スル心得、寄附金品ニ関スル心得、衛生上之心得、町内式典其他之雜則（婚姻、養子、家督相続、出産、葬式、年回配物招待）、用人之役務及俸給、年中行事、追加といった構成であり、天神山町の「申合規則」に酷似している。ちなみに、「借宅者町則」についても全文を掲げると以下のようである。

#### 借宅者町則

初メテ当町ニ移住セラレシ人ハ、町中へ山寄進トシテ金參拾錢、公同組長迄持參セラルベシ

借宅者ハ移住セシ日ヨリ三日間以内ニ町中家持中エ挨拶ニ廻ルモノトス（但シ用人案内ニ召連ル事、其節用人ノ心付金額

ハ当家ノ随意トス)

左之場合ニハ早速公同組長及衛生組長迄届出ラレベシ、又汚物消毒方法及成規之手續ヲナサルベキ事

死去 出産 伝染病ノ発生

毎年四月・十月春秋ニハ阪神社御千度ノ節ハ用人ヨリ通知アリ次第務テ参詣アラン事ヲ要ス、当日休憩後弁当料ハ町内経済ノ都合ニヨリテ実費ヲ申受ル事アルベシ、当日不参者ハ御千度費及不参料トシテ金式拾銭当町へ申受クベシ  
町内ヨリ達シタル区費及町費ハ遅滞ナク期日迄ニ納金スル事ヲ要ス

平日ヨリ衛生上ニ注意ナシ、可成清潔ヲ專トシ伝染病之発生セザラン様注意セラルベシ

万一不幸ニシテ病者ノ生シタル時ハ即時衛生組長ニ届出、決シテ隠弊等ノ行ナカラン事ヲ要ス、毎年七月十四日之山建及十七日山裝飾及片付ノ節ハ用人ヨリ通知次第早々会議所へ出頭ナシ共ニ助勢アラン事ヲ要ス

毎年神事中借宅者中ヨリ家並順ヲ以テ式四名宛御山ノ夜間提灯之監督ヲナスモノトス

神事当日ハ借家衆一般ハ上下着用一文字傘ニテ御山ニ供奉スルモノトス

当日供奉不勤者ハ町内へ金壹円不勤料トシテ納ムルモノトス  
不幸又ハ疾病ガ為メ供奉ナシ難キ時ハ不勤料納ムルニ及バス

当日ノ中飯ハ各自ノ負担トス

毎年正月元日ハ町会議所ニテ町中ノ年始之礼ヲナスベキニ付用人ヨリ通知アリ次第礼服用着用ニテ早々出頭セラルベシ

当町居住借宅者家族店員ニ至ル迄理髪ハ町会議所ニテナスヲ要ス

一般居住者ノ理髪ハ町会議所経済ニ関スル事故、凡テ用人ニ依頼セラルベシ

右町則ヲ承認ナシ確守スル事ヲ証明スルガ為メ借宅者ハ凡テ左ニ捺印スルモノトス

明治参拾四年六月〔以下、十二名の人名略〕

これらを見ると、山伏山町の町式目が天神山町の町式目の原型であることは明らかであろう。こうした事例は、管見の限りでは両町しか知られていないので、より多くの町の調査を待たなければならぬが、現段階では両町がともに山鉾町であるところから、山鉾の維持という山鉾町共通の課題に対処する動きと考えておきたい。その過程で、借家人の町政への関与の道も次第に開かれていったのではないかと思われる。

#### 四 一九〇八年の天神山町町則

天神山町は、一九〇八年(明治四十一)七月、あらためて

「町則」を制定する（以下、「新町則」と略す）。「新町則」は、八十三箇条もの条文を、総則、議員及不動産、役員、集会、町共有財産物件、不動産所有権移転ノ件、不動産貸借ノ件、衛生、祝賀規程、吊慰規程、戸籍上ノ件、有志寄附ノ件、新年宴会、彼岸会、御千度参詣、神事、大日尊法会、御火焚祭、坪割金賦課ノ件、町用人、会計、雑則の二十二章に整理したもので、「申合規則」をあらためてまとめ直したものと見える。「新町則」の内容で注目されるのは、「集会」に関する章で、従来の家持層による総会のほかに、「当町居住者全戸主ノ集会」として「大会」を規定したことであるが、その他に借家人が意思決定に関わるような条文は作られなかった。また、「不動産貸借ノ件」に関する章の第四十一条で、「借家人町則ニ違反シ、其他不法ナル行動アルトキハ、議員会ノ決議ヲ以テ忠告シ、尚ホ悛メサルトキハ、貸主ニ向テ借主移転ヲ要求スルコトアルヘシ」と言及しているように、「新町則」は、前述の「借家人町則」を前提にするものであった。

「新町則」には町則を承認した人々が署名しているが、筆跡などから制定当初の署名者は二十一名（法人名を含む、以下同じ）で、いずれも家持だったと推測される。さらに、「新町則」第八十二条に、「本町則制定後ニ当町内ニ不動産所有権ヲ得タルモノハ本町則ニ直チニ其月日ヲ記入シ且ツ署名捺印スヘシ」とあることから、その後も家持の転入者が署名を付け加えて

いったことがわかるが、「新町則」には一九六七年七月時点までに三十五名が付け加わった。すなわち、「新町則」は一九六七年の調査当時まだ生きて利用されていたのである。

それでは「新町則」はいつまで利用されていたのであろうか。現在同町に残る「新町則」を確認すると、一九七一年十二月までにさらに三名が追加されており、それ以降の日付はない。天神山町では山の保存や町運営を強化するために、一九二〇年代に財団法人が設立されたり、一九六五年には新しい町内会会則を作成する動きもあった。また、条文の内容を見ても、たとえば「公同組長」などという呼称は戦時中には用いられなくなっており、「新町則」の内容が、一九七一年まで生き続けたとは考えられない。それでは、同町において「新町則」に署名が続けられたのはなぜであろうか。おそらく、「新町則」への署名が町の家持として認められるための儀式、町入りの儀式に組み込まれていたからであろう。町式目にはこのような使われ方もあったと考えられる。

##### 五 結びにかえて——山鉾町の特質——

天神山町文書に残る町式目でもっとも古いものは、一八九〇年の「町則」であった。この時期に町式目が作られた理由として考えられるのは、市制施行によって市や区、学区などと町と

の間で、公共的業務の分担に変化が生じたことが挙げられる。<sup>(9)</sup>衛生組長や教育委員などに関する条文は、それを示すものと考えられる。ただ、祇園祭に関する項目は、他地域には見られないもので、同町で町式目を整備するもうひとつの動機となったのではないだろうか。

一九〇二年に制定された二つの町式目は、山伏山町の先例を見習ったものであり、祇園祭の山鉾の維持に主たる目的があった。とくに、「借家人町則」は借家人を天神山の維持に協力させるために制定されたものであり、町運営にとっては画期的なものであった。その背景には、山鉾町全般に見られた財政危機があったのではないかと思われる。

近世の祇園祭における寄町制度と地ノ口米の意義については、すでに多くの研究があるが、明治四年に寄町制度が廃止されてからは一部の山鉾町が財政難に陥り、一八八八年には白楽天山が巡行を中止するに至った。<sup>(10)</sup>その後、月鉾町や鶏鉾町の困窮も深刻化し、鶏鉾町では鉾の売却問題まで惹起している。<sup>(11)</sup>

鶏鉾の維持に苦しんでいた鶏鉾町が、債務弁済のために鉾の売却を企てたとされるこの問題は、同様の苦勞を抱えていた他の山鉾町に衝撃を与えたと伝えられる。結果からみれば、鶏鉾はその後も鶏鉾町によって維持されたが、同町は、一八九六年（明治二十九）七月に「町則」を定め、祇園祭に関する「神事細則」や家持を同盟員とする「同盟契約書」などを締結する。<sup>(12)</sup>

「町則」を見る限り、鶏鉾町では、家持の結束を最優先の課題としてるように思われる。山鉾の維持をめぐっても、各町の取る方策は異なっていた。この時期には、ほかにも孟宗山を出す筈町、南観音山を出す百足屋町などでも新しい取り決めがなされた。山鉾町全体の変化をとらえるために、さらにひとつひとつの検討を慎重に行う必要があるであろう。<sup>(13)</sup>いずれにしても、少なくとも山鉾町では、公同組合の設置などよりは、祇園祭の山鉾問題が町運営の転換点として大きな意味を持っていたと考えられる。

以上、小文では天神山町文書を例にとって近代京都の町運営について考えた。とくに前半では、町共有文書のあり方やその調査の歩みについても言及した。現在、京都市内は一九八〇年代のバブル経済をしのぐほどの開発ラッシュである。バブル経済の時には、地価が高騰したために郊外が開発されたが、現在は都市中心部の開発が中心を占める。その中で、多数の京町家が取り壊されていることは周知の通りであるが、その陰で無数の古文書も失われているのではないだろうか。小文は、そうした時代における歴史研究者の役割を考えながらまとめたものである。ひとつの文書も多くの関係者の努力で保存が続けられている。その作業は、町運営や町づくりと同様の意義を持つ、公共的な営みとすることができるであろう。ただ、その営みは関係者以外に知られることは少ない。そこで、この時期にその一

端を記述しておくことも、歴史研究者の役割ではないかと考えたのである。

後半では、天神山町文書の中に残るいくつかの町式目から読みとれることについて、紹介した。小文では、近世的な町運営が近代的なものへと転換するとき、しばしばその指標として着目される借家人の役割について検討した。そこで注目されるのは、一九〇一年に山伏山町で制定され、翌年に天神山町でも制定された借家人に関する規則である。両町ともに祇園祭の山鉾町で、山鉾の維持という共通の課題を背負っていた。そこで両町では、借家人に山鉾維持のための出金を求めるなど、様々な負担を求めるために規則を制定した。一般的には、祇園祭の山鉾町といえは、京都市内の中心部に位置しながらも、古い仕来りが根強く残っているというイメージがあるのではないだろうか。<sup>(5)</sup>しかし筆者は、山鉾の維持という実質的な要請から山鉾町では、町運営の合理化や借家人の町政への関与が、他地域よりも早くから進んだ可能性があるのではないかと考える。ただ、こうした仮説を確かめるためには、他地域の町文書との比較が不可欠である。後考を期したい。

## 注

- (1) 京都市文化観光局文化財保護課、一九八八年、七頁
- (2) 一点の町式目が複数の年代にまたがっている場合もあり、実際の掲載点数はもっと多い。
- (3) 本史料集を活用した研究書には、鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』思文閣出版、二〇〇〇年、土本俊和『中近世都市形態史論』中央公論美術出版、二〇〇三年、丸山俊明『京都の町家と町なみ』昭和堂、二〇〇七年などがある。
- (4) 横田冬彦『京都町式目についての断章』『京都市歴史資料館紀要』第一七号、二〇〇〇年は、本史料集の格好の手引きであるが、これにも、「本書において町式目の初見から終焉までを見渡すことができるようになった」とあり、本史料集の構成上の問題点を考えるきっかけになった。
- (5) 『共同組合の設立をめぐる』『新しい歴史学のために』第二三四号、一九九九年、「共同組合の意義と町組織の歴史」『ヘステリアとクリオ』第一号、二〇〇五年など参照。
- (6) 『近代京都「町」における家持自治の転換』『社会科学』第七六号、二〇〇六年。
- (7) 若原史明『祇園会山鉾大鑑』八坂神社、一九八二年、九七二頁以下。
- (8) 京都市歴史資料館架蔵写真帳N8山伏山町文書A50。
- (9) 拙稿「京都の町組織の再編と公共的業務」『近代京都の改造』ミネルヴァ書房、二〇〇六年参照。
- (10) 富井康夫『祇園祭の経済基盤』『京都社会史研究』法律文化社、一九七一年など参照。
- (11) 『改訂近世祇園祭山鉾巡行史』祇園祭山鉾連合会

- 一九七四年、三二二頁以下参照。
- (12) 前掲注(7)『祇園会山鉾大鑑』、二〇〇頁以下参照。関連文書が京都市歴史資料館架蔵写真帳N21百足屋町文書にもある。
- (13) 京都市歴史資料館架蔵写真帳Sm6鶏鉾町文書A8。
- (14) 『百足屋町史』全二巻、南観音山の百足屋町史刊行会、二〇〇五年、増井正哉「まち祭すまい―都市祭礼の社会的基盤・空間的基盤」『まち祇園祭すまい』思文閣出版、一九九四年など参照
- (15) 『成熟都市の研究』（法律文化社、一九九八年、一一三頁）は、「室町周辺の町では第2次大戦前まで、借家人は町内での一切の権利を認められておらず、自分の土地家屋を持って初めて発言権が得られた」と述べる。こうしたイメージを検証するためにも、各町の共有文書の検討は重要である。

小文の作成にあたっては、天神山町の伊藤祥男、中尾金次郎、清水儀三の各氏にお世話になった。記して謝意を表したい。